

産業構造審議会 産業技術環境分科会  
廃棄物・リサイクル小委員会（第28回）  
議事録

平成27年10月15日（木）

16:00～17:30

経済産業省別館1階 103・105共用会議室

## 議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
  - (1) 各ワーキンググループにおける最近の活動状況について
  - (2) 小型家電リサイクルワーキンググループの設置について
  - (3) その他
- 3 閉 会

## 配 付 資 料

- 資料1 議事次第
- 資料2 委員名簿
- 資料3-1 電気・電子機器リサイクルワーキンググループの活動状況について
- 資料3-2 自動車リサイクルワーキンググループの活動状況について
- 資料3-3 容器包装リサイクルワーキンググループの活動状況について
- 資料4 小型家電リサイクルワーキンググループ（仮称）の設置について（案）
- 資料5 資源有効利用促進法判断基準省令の見直しについて
- 資料6 ふくしま環境・リサイクル関連産業研究会について
- 資料7 資源効率を巡る最近の動向について

16時00分 開会

○深瀬リサイクル推進課長 皆様お集まりでございますので、ただいまから第28回産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

私、経済産業省リサイクル推進課の深瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本小委員会は、資料2の委員名簿にありますとおり、18名の委員で構成されております。本日の出席状況は、現時点では10名の委員の皆様にご出席をいただいております。定数である過半数に達しておりますことをご報告させていただきます。1名、大和田先生は多少遅れてご出席なさるとお伺いしております。

次に、委員の交代でご報告を申し上げたいと思います。一般社団法人電子情報技術産業協会の加藤滋様をご退任されまして、同じご所属の根岸史明様にご就任いただいておりますが、根岸さんは代理でございます、よろしくお願いいたします。

お手元でございます資料の確認と取り扱いをご説明させていただきたいと思います。

配付資料は、資料1の配付資料一覧にありますとおり、1から7までございます。お手元ご確認くださいまして、資料が不足している場合にはお申しつけください。

本日の資料につきましては、原則公開といたしまして、また議事録につきましても、本会合終了後に各委員にご確認いただきました上で原則公開させていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

ご発言の際には、ネームプレートをお立ていただきたいと思います。委員長からのご指名の後、マイクをおもちいたしますので、順次ご発言いただければと思います。

それでは、この後の議事進行につきましては永田委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○永田座長 皆さん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は、終了が17時30分の予定になっております。できるだけこの時間に終わらせたいと思いますので、議事進行へのご協力、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。

まず初めに、廃棄物・リサイクル小委員会に設置されております各ワーキンググループの最近の活動状況を紹介させていただきます。電気・電子機器リサイクル、自動車リサイク

ル、容器包装リサイクルの順で事務局より説明をお願いします。

○大木情報通信機器課室長 環境リサイクル室の大木です。よろしく申し上げます。お手元に資料3-1、それとA3カラーで配っております家電リサイクル法の資料をご用意ください。私のほうからは「電気・電子機器リサイクルWGの活動状況について」ということで、資料3-1、まず説明させていただきます。

1 ページ目からですが、本ワーキングにつきましては、約14年前、平成13年4月に施行されました、特定家電、こちらについてはエアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、そういうものですが、通称家電リサイクル法の施行状況等につきまして調査するために設置されております。直近でありますと25年5月、中環審との合同会合において、法律施行2度目の制度見直しを含む議論を行いまして、12回の審議等経まして、昨年10月に報告書を取りまとめたというところであります。

その後、3 個目の◆ですが、本年の1月に合同会合を開きまして、報告書に記載されています施策について、各主体がいつまでに何をするのかという工程表を承認いただいたところでございます。

2 ページ目は法律の概要ということでのご案内かと思えます。

3 ページ目、こちらは委員の名簿ということで、本日の小委員会にも兼務いただいている先生方いらっしゃいますけれども、こういった形で審議をさせていただいております。

続いて4 ページ目、こちらについては、先ほど紹介しましたように、12回の審議を経まして報告書を取りまとめて、一番最後の行になりますけれども、工程表というのをこの1月に取りまとめてもらったということです。

5 ページ以降、工程表の概要ということで、赤、青、緑という形で各項目ごと、各主体ごとに、誰が何をいつまでにしなきゃいけないかということを整理させていただいております。現在この工程表に基づきまして、各主体ごとに取り組みを進めていただいているということになっています。

続きまして、資料の最後のほうですが、8 ページ以降、データをつけておりますけれども、こちらにつきましては法律の施行の状況ということで、ワーキングでは事務局より審議の参考ということで提示させていただいております。細かくの紹介は、今日は割愛しますが、おかげさまで10年超の施行ということで、回収率と製品の商品化率についても、メーカーさんの協力もあって数字のほうは改善しているというところがわかるような形になってございます。

一番最後のページは、法律全体を含む家電は、およそこのくらいの形で廃棄されて処理されているだろうというフローを載せています。

最後、ちょっとお時間をいただきまして、A3の資料で、簡単に報告書の概要について内容を紹介させていただこうと思います。お手元にA3の大きな紙のほうを用意してください。

上の枠の3個目の◆になりますけれども、本報告書では、少なくとも毎年1回、各主体ごとにおける所要の取り組みの進捗状況等を合同会合でフォローアップすると。これが先ほどご紹介しました工程表に相当するものです。工程表の進捗状況を、これから毎年1回、ワーキングでフォローアップしていただくと。また、5年後をめどにということ再度制度見直しの議論をしていただくという形で、今後ワーキングでチェック、レビューしていただくということになります。

下のほうは法律の流れということで、左側は、上から廃家電が流れ、各主体ごとにどういう義務があるかということを中心にまとめたものになっています。この赤、青、緑は、先ほどの工程表と同じ色に対応しているものですが、それぞれ右にある取り組みを今後していただきまして、ワーキングで今後ともいろいろとチェック、レビューしていただくという形になります。

大きなポイントを紹介しますと、赤い枠の一番上の◆のところ、今回から回収率の目標の設定ということが組み込まれました。現状49%程度ですけれども、30年に向けて回収率56%。分母はその年の出荷量、分子は、法律によって適正に回収されるであろう回収量。それを分子としてこの目標ということで、これは極めて野心的な数字でございまして、これを達成するためには、適正なルートにしっかりと廃棄をしていただいて、それはもちろんメーカーに流れるルートもそうですし、適正な市町村ルートもありますけれども、そういったものをしっかりと分子のほうに組み入れていかないと達成し得ないということになります。

その下に書いてありますが、今後やらなければいけないことということでいきますと、消費者に対する適切なルートに対する普及啓発。あわせて、車の両輪ですけれども、取り締まりの実施ということで、下の青い枠、例えば下から2つ目の◆にありますけれども、廃棄物処分許可業者に対する自治体の報告徴収、立入検査、こういったものを国がとりまとめて公表するという形で執行体制をみていくということと、水際の連動ということで取り締まりを行うと。そういうふうなことを進めるということ、これから合同会合にデー

タを出してチェックしていただくという形になります。

最後、一番下の紫の枠ですけれども、対象製品。これまで、ご案内のようにテレビにつきましては、パネルのようなものが新しく出ていますので、そういったものを追加ですとか、乾燥機とか、そういった形で追加しておりますが、今後とも引き続き検討と。また、回収費用につきましても、引き続きの検討ということになっております。

以上になります。

○永田座長 では、次に自動車課。

○保坂自動車課室長 自動車課の保坂でございます。私のほうからは、「自動車リサイクルWGの活動状況について」ということで、資料3-2に基づいてご説明いたします。

1枚おめくりください。1ページ目、設立の経緯でございますが、自動車リサイクルに係る広範な問題の審議を行うために、平成13年1月に、本小委員会のもとに設置をされました。以降、中環審との合同会議によって、使用済自動車の再資源化等に関する法律、いわゆる自動車リサイクル法でございますけれども、平成14年4月に成立し、平成17年1月より本格施行となっております。

法の成立・施行後、平成14年9月より中環審との合同会議として開催して、自動車リサイクル法の施行状況等についての審議を重ねてまいりました。直近では、平成22年1月に取りまとめた報告書の中で、5年以内をめどに法律の制度のあり方について検討することになっておりまして、平成26年度8月より施行状況の課題についての検討を重ねてまいりました。

次に、自動車リサイクル法の概念、フロー図がございますが、ご案内のことと思いますので、割愛をさせていただきます。

おめくりいただきまして3ページ目でございますけれども、合同会議の委員名簿ということで、永田座長のもと、27名の委員の方々に審議を行っております。

4ページ目でございます。こちらは9月にまとめられた報告書の中身でございます。概要のところを書いてございますように、自動車リサイクル法の施行から10年を経過したことから、昨年8月より、制度の評価・検討を産構審・中環審合同会議という形で実施をしてまいりました。計12回開催をしまして、本年の9月に報告書を取りまとめさせていただいております。

総括的には、当初の法目的でございました不法投棄や不適正処理の防止はおおむね達成をしております。今後は、リサイクルの質の向上と安定化、効率化、次世代車への対応等

を進めることになっております。

検討の観点のところでございますけれども、委員の先生方からは27項目にわたります提言をいただいております。それを大別するとこの3つになるのでございますけれども、1つ目は、自動車における3Rの推進・質の向上ということで、1つは環境配慮設計、再資源活用推進による解体・破碎段階でのリユース・リサイクルの拡大、質の向上。それから2Rの推進、リサイクルの質の向上に関して、今後有識者、関連事業者、ユーザー等、関係したメンバーと検討会を立ち上げて検討を進めて、取り組みを進めていくことになりました。

2つ目でございますけれども、より安定的、かつ効率的な自動車リサイクル制度への発展ということで、制度に関しましては、ユーザーがリサイクル料金を負担して、使用済み車の引き取りという場面において重要な役割を果たしていることから、ユーザーとの情報発信等の取り組みに関する指摘が多くございました。今後、このことに関しましては検討会を開催して、引取業者のあり方、不法投棄、不適正処理の対応の強化といったものを今後検討していくことになってございます。

3番目、自動車リサイクルの変化への対応と国際展開ということでございまして、こちらからも将来的に発生します新素材への対応の強化とか、国際展開につきましても、国の施策を活用しながら進めていくということになってございます。

1枚おめくりいただきまして、5ページ目が過去12回の審議の状況でございます。添付で「自動車リサイクル法の施行状況」ということで、数字をベースに施行状況をつけさせていただきますので、ご参考ということでお願いをいたします。

以上でございます。

○永田座長 どうもありがとうございました。

では、リサイクル推進課。

○深瀬リサイクル推進課長 リサイクル推進課からは、容器包装リサイクル法の検討の状況についてご報告をしたいと思っております。資料は、資料3-3といったものしかつけてございません。

容器包装リサイクル法の審議につきましては、一昨年来10数回にわたって審議会を開催させていただいたのですが、昨年9月24日以来開催されていないという状況になっております。環境省との間では現在調整を進めている状況なのでございますが、お手元の資料3-3にあります規制改革実施計画でも、そもそもプラスチック製容器包装の再商品

化のあり方について挙げられておりまして、少なくとも平成26年度中に結論を得次第措置すべきと指摘されています。既に現在の状況は閣議決定違反になっておりまして、速やかに進めていくということが必要な状況になっているわけでございます。

環境省との間では主に容器包装リサイクル法を施行して以降の自治体の負担のあり方、並びに、マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクルというリサイクルの手法及びそのあり方について議論をしています。

規制改革会議においては、この紙にございますように、環境負荷低減の効果、競争促進による経済コストの低下、再商品化製品の価値評価という3つの観点での検討を行うようにとのご指摘をいただいているところであり、環境省との間では、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルそれぞれが現に存在しているのだということを踏まえて、制度の中でどのように位置づけていくかの調整をしているところでございます。

議論の中では、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルの在り方の話をしているところなのですが、当省としては、たとえばどちらが政策的に優先されるべきかといった議論を審議会の中ですること自体はやぶさかではないけれども、その議論が決着しないと審議会を開催できないというような議論の進め方は適当ではないと、そういうふうに考えているところでございます。

他方、リサイクルをより高度なものとしていくために、マテリアルリサイクルのアウトプットとしての価値を高め、リサイクル産業の高度化を図って、あわせて経済コストの低下につなげるという方向性でも環境省と議論を調整しているところでございまして、我々としては、このあたりを早急に詰めて審議会再開をいたしたいというふうに思っています。

具体的には、規制改革会議の場では、環境省側から11月にも審議会の再開の目途をつけたいとのご発言がございました。当省としても、できるだけ早く、できれば10月中にも開催したいというお話を申し上げたのですが、できるだけ早く開催をしまいたいと、そのように考えているところでございます。

簡単でございますが以上でございます。

○永田座長　　どうもありがとうございました。

今のが、2番目の議題の各ワーキンググループの活動状況ということでございまして、この議題については報告のみとさせていただきます。

続きまして、3番目の「小型家電リサイクルワーキンググループの設置について」ということで、この小委員会のもとに、今申し上げたワーキンググループを新たに設置すると



いうことで議決をいただきたいと考えております。

まず、事務局より説明をお願いします。

○武田リサイクル推進課補佐 リサイクル推進課の武田でございます。私からは、「小型家電リサイクルワーキンググループの設置について」ということで、資料4に基づき説明させていただきます。

まず、設置の趣旨でございますが、小型家電リサイクル法は、ご案内のとおり平成25年の4月に施行され、これまで約2年半が経過しております。この間、同法に基づいて46の再資源化事業計画が認定され、この計画に基づいて認定事業者においてリサイクルが行われています。平成25年度の実績としては、約1.3万トンが全国で回収・リサイクルされている状況になってございます。

このように法律が施行されてから一定期間がたち、法施行後5年が経過した平成29年度までに、この制度の見直しにつき検討することが法律上求められている状況になってございます。

これまで小電法に係る審議は、本小委員会において、環境省の中央環境審議会と合同で行ってきたところですが、これからは、いろいろな施行状況を踏まえ、今後リサイクル制度のさらなる推進に向けて、より具体的に専門的に議論を行う必要があることから、本日の小委員会では、この委員会のもとに新たに小型家電リサイクルワーキンググループ（仮称）を設置させていただきたいということ、皆様方にお諮りさせていただきたいと思っております。

1つ前の議題で、各ワーキンググループの最近の活動状況について各担当原課からご説明申し上げましたが、自動車、家電、容器包装については、各個別リサイクル法に基づきリサイクルが行われており、それぞれ本小委員会のもとに既にワーキンググループが設置され、審議が行われているのが実情でございます。

この資料4に基づいてお諮りさせていただくのは、小型家電についても小型家電リサイクル法というのがございますので、同じ横並びで、この小委員会のもとに新たにワーキンググループを設置させていただくといったものでございます。

審議内容につきましては、2. に書いてございますが、これまでの実績を踏まえた課題の整理などを行いまして、小型家電リサイクル制度の評価を行うとともに、その後の見直しに係る議論につなげていきたいと考えております。

委員構成でございますが、これはまだ調整中でございますので、委員の皆様限りで、こ

の資料の下に委員構成（案）の資料をつけさせていただいております。構成としましては、学識経験者ないしは関係業界団体の有識者の方にご参加いただきたいと思っております、およそ今こちらの委員構成のところに書かれております方々にこのワーキンググループの委員にご就任いただきたく、個別に依頼をさせていただいているところであります。

最後に、このワーキンググループの設置についてご承認いただきました折には、4.に「当面のスケジュール」にあります、1回目のワーキンググループといたしまして、今年の12月上旬ないしは中旬頃に、中環審と合同で開催をしていければと考えております。

議題としましては、まだ検討中ではございますが、これまでの施行状況を報告させていただき、今後の制度のあり方についてご議論いただければと考えております。

まとめとなりますが、本日は、まずは小型家電ワーキンググループの設置についてご承認をいただければと考えておりました、加えて、ご承認いただいた際には、ワーキンググループの座長につきまして、そのワーキンググループの上位機関であります本委員会の委員長であります永田委員長にご指名をいただきたいと考えており、座長についてのご指名をあわせてお願いできればと考えてございます。

説明は以上でございます。

○永田座長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの件に関しまして、何かご質問等ございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

それでは、ただいま説明のありました小型家電リサイクルワーキンググループの設置に関しまして議決を行いたいと思います。異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、異議がないということで、本小委員会のもとに、仮称をとり、小型家電リサイクルワーキンググループを設置することといたします。

なお、ワーキンググループの新設につきましては、私から、産業技術環境分科会の会長を通じまして産構審の会長へ上申をさせていただきたいと思っております。

次に、座長の選任でございます。

小型家電ということで、有用金属やレアメタルの回収、精錬、あるいは資源循環などがキーワードになってくるかと思っております。これらに関しまして造詣が深く、小電法の制定当時からいろいろみていただいていた中村先生が適任と思われまます。私から指名させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。――それでは、中村先生、一言ご挨拶

いただけますでしょうか。

○中村委員　　どうもご指名いただきましてありがとうございます。小型家電のリサイクルに関しましては、かなり初期の段階からいろいろなことをやってまいりましたので、どういう形になるか見届けたいというのもあり、責任があるかなという気がしておりますので、引き受けさせていただきたいと思います。

当初は、小型家電がなかなか集まらないのではないかなど、いろいろな指摘があった法律で、中には、これは法律で対応するものではないのではないかとと言われる方もおられました。逆にいうと、日本ならではのこの仕組みがぜひうまくいって、いい結果が得られればと思っておりますので、皆様よろしくお願ひします。

○永田座長　　では、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

4番目の議題で、その他ということになっております。3点予定しております。まず初めに、「資源有効利用促進法判断基準省令の見直しについて」ということで、事務局から説明してもらいます。

○武田リサイクル推進課補佐　　引き続き、資源有効利用促進法、通称資源法の判断基準省令の見直しについてということで、資料5に基づいて、まず全体的な概要を私から説明させていただきます。

資源法につきましては、同法施行令において、再生資源又は再生部品の利用に取り組むことが求められる業種として幾つかの業種があるのですが、そのうちの1つに、特定再利用業種というのがございます。この特定再利用業種の中には、さらに細かく5業種が指定されておりますが、この中の2つ、紙製造業とガラス容器製造業については、この資料5の表にございますとおり、再生資源の利用率に関する目標値が定められているところでございます。これは、資源法に判断基準省令という省令がございまして、その中でこの目標値が具体的に記載されているところでございます。

例えば、紙製造業でいえば、平成27年度までに64%、ガラス容器製造業であれば、平成27年度までに97%となっており、今年度末に目標の期限が到来することになります。資源法では第15条第2項において、この目標値も含めて、事情の変更があった場合には、それに応じて必要な改定をするということとされておりますので、今この目標値に関しまして関係原課を中心に、これをどうしていくかということの検討を進めているところでございます。

2.の「今後の進め方」であります。今まさに、原課と業界団体において検討を進めているところでございます。方向性なり具体的な見直しの案がみえてきましたら、本小委

員会にてご審議をいただき、その後、必要に応じてパブリックコメントを実施しまして、期限であります本年度中にその結論を得るという流れで進めてまいりたいと考えてございます。

その参照条文が次の2ページに記されておりますが、こちらはご参考までということで、これ以降、参考2と参考3の資料が続きますが、それぞれ紙とガラス容器の製造業におけるリサイクルの現状等について、各関係原課から説明していただきます。

○野村紙業服飾品課補佐 紙業服飾品課の野村でございます。私からは、紙製造業の状況についてご説明申し上げます。

参考2であります。1. 紙製造業における古紙リサイクルの現状等については、一般家庭、自治体、古紙業者、紙製造業者、それぞれの取り組みにより、平成26年度時点で古紙利用率は約64%となっております。他方、古紙の繰り返し利用による繊維劣化、古紙の国際流通化——主に輸出であります——による古紙価格の変動、紙需要の減少による古紙発生量の減少など、古紙利用を阻む幾つかの課題が指摘されております。

2. 紙製造業における古紙利用率の近年の推移については、平成25年度63.9%、平成26年度は64.0%と、目標値はおおむね達成されており、平成27年度についても同等の水準に達する見通しであります。しかしながら、既に横ばいで推移している状況から、今後大幅な上昇を見込むのは難しいものと考えております。

ページをめくっていただきまして、3. 古紙利用率目標の見直しに係る検討・調整状況であります。平成26年度弊省が実施しました調査では、将来的な紙、板紙の需要、生産量、輸出入動向について多面的に検討を行い、また将来的な古紙の回収量、輸出入量動向、利用量について検証しました。その結果、古紙利用率については今後も上昇する可能性があるものの、そのためには、印刷情報用紙等上質系の古紙回収をふやす必要があるという課題が示されております。

他方、紙製造業においても、紙、板紙の品種ごとの理論的な古紙利用可能量、古紙利用が環境に与える影響について、技術面、品質面の双方から検討を行っているところであります。

これらの検討結果を踏まえた上で、経済合理性を損なわないこと、あるいは環境負荷の低減といった制度本来の目的から外れることのない適切な古紙利用率目標を設定するため、引き続き検討・調整を行っているところであります。

紙製造業については以上であります。

○関澤日用品室補佐 日用品室の関澤でございます。私からは、ガラス容器製造業の状況を説明させていただきます。資料は参考3の「ガラス容器製造業におけるリサイクルの現状及びカレット利用率の改定に係る検討状況」について説明致します。

ガラス容器製造業は、基本的にガラス瓶製造業を差しており、こちらで説明させていただきます。

まず、ガラス容器製造業におけるカレットリサイクルの現状ですが、皆さんご存じのとおり、ペットボトルが利用増になっており、ガラス瓶は押されている状況にあります。近年、ガラス瓶の出荷量は減少傾向にありますが、大手飲料メーカーの方々のご協力及びご努力もあり、高級志向商品にガラス瓶が採用されるケースが多くなっております。高級志向商品とは、例えばプレミアムビール、ワインやカクテルといった、おしゃれで特殊な形状の瓶に対してニーズがあるということで、こうした新たな選択肢が出てきている状況です。この分野については、今後は成長が期待出来るものと認識しております。

それとガラス容器メーカーがガラス瓶を製造する過程において、バージン原料からガラス瓶を製造するよりも、カレットを利用した製造が非常に効率的です。その例として、カレットを10%増量してガラス瓶を製造した場合、省エネ効率も高くなり、熱効率が約2.5%向上するとのデータがあります。こうした背景もあり、ガラス容器メーカーはカレットの回収と利用に非常に積極的であり、カレットの活用はこれからも活用していきたい考えを持っております。

図1のグラフについて、平成18年は140万トン超のガラス容器出荷量がありましたが、平成26年時点では約125万トン程度に減少しました。他方、カレットの回収は、80万トン超を維持している状況です。また、回収も市町村等が積極的に取り組んでいただいていることもあり、ガラス容器メーカーは、引き続きカレットの利用を続けたい考えでございます。

2. 見直しに係る検討状況については、平成3年の本制度制定以降、メーカーもどのようにカレットを回収していくか、設備投資はどうするか等の検討を続けてまいりました。その結果、カレット利用率は、前回平成23年度時点では97%でしたが、今回も97%という数値になっております。非常に高い数値を維持しており、今後の基準のあり方について、改めて業界団体等と検討を行っているところでございます。

以上です。

○永田座長 どうもありがとうございました。

この件に関しましては、その2つ、紙とガラスなのですが、目標値の改定案がまとまりましたら、改めて委員の皆様にお諮りする予定となっております。

本件につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

○長沢委員　　きっと簡単なことだと思うのだけど、ただいまのガラス容器の話で、目標97%というのだけど、何分の何なのか教えていただきたい。と申しますのは、図1のグラフの出荷量割る回収量だと97%にいきそうにないですし、上の本文に「カレットを10%増量」するとかあるから、新品にしないと、カレットの含有量でも、97%だと10%ふやすのは大変だと思うので、どういう数字か理解できませんのでお尋ねします。

○関澤日用品室補佐　　分母は原材料総投入量であり、これはカレットの総投入量とバージン原料を合算したものとなっています。カレット総投入量は、市町村等が回収したカレット量と工場内で発生したカレットを合算したものです。これに溶融歩留まりの係数を掛けています。これが分母です。分子はカレット総投入量であり、市町村等が回収したカレット量と工場内発生カレット使用量の合算値が分子になっております。

○長沢委員　　ありがとうございます。では、この図1に出ているいわゆる回収率は、全く関係ない数字ですね。

○関澤日用品室補佐　　これはあくまでも市町村等が回収したカレット量とガラス容器出荷量を比較したものでございます。

○長沢委員　　わかりました。ありがとうございます。

○永田座長　　ほか、いかがでしょうか。—よろしいでしょうか。

それでは、次の議題のほうに移らせていただきます。

次が、ふくしま環境・リサイクル関連産業研究会について、事務局のほうから説明をお願いします。

○酒井リサイクル推進課補佐　　リサイクル推進課の酒井でございます。それでは資料6に基づき、ふくしま環境・リサイクル関連産業研究会についてご報告させていただきます。資料6をごらんください。

福島・国際研究産業都市、略してイノベーション・コースト構想と呼んでおりますが、こちらの構想につきましては、東日本大震災あるいは福島原子力発電事故により喪失された福島県浜通り地域の新たな産業基盤を構築することを目指し、国として昨年6月にとりまとめたところでございます。

1 ページ目の右側にある 2. に掲げるものがその主要なプロジェクトでございますけれども、国際廃炉研究開発拠点、ロボット開発・実証拠点、国際産学連携拠点やエネルギー関連産業、農林水産プロジェクトといったものが並んでいる中に、4. (1) で赤字にしておりますように、スマート・エコパークとが掲げられております。これは、被災地の廃棄物処理等との関連性も見据えながら、リサイクルを一つの柱として、ここで産業振興が図れないかということで盛り込まれたものでございます。

これを踏まえ、めくって 2 ページをご覧くださいと思います。昨年度この構想がとりまとめられたことを踏まえて、スマート・エコパークに関する個別の検討会を開催いたしました。ここにおられる中村先生に座長をお願いさせていただきまして、昨年度、議論をさらに行ってきたところです。

その方向性としたしましては、まず福島県において、リサイクル事業者や研究機関、国等が参画したふくしま環境・リサイクル関連産業研究会というものを設置しまして、個別のリサイクル事業をこの地域から 1 つでも多く生み出していくための取組を実施するとともに、昨年度の検討時点で既に事業者等から提案があったような、この 1. の吹き出しにございますような、炭素繊維ですとか石炭灰、あるいは小型家電等の個別リサイクル事業の早期実現に向け、ワーキンググループを研究会の下に設けて進めていくこととしております。

そして研究会につきましては、昨年度の検討会に引き続き中村先生に会長になっていただきまして、8月10日に福島市で設立総会を開催し、約130の県内外のリサイクル事業者ですとか関係団体、行政機関等の参画の下で発足したところでございます。また、ここに挙げた個別事業については、既に具体的な立地の検討に入っているものもございまして、今後中村先生のお力も引き続きお借りしながら、更なる F S 調査の実施やワーキンググループの活動を通じて、当該地域を中心として福島県におけるリサイクル産業の集積を、国としても引き続き後押ししてまいりたいと考えてございます。

また、研究会については随時会員募集中でして、もしお近くにご関心の方などおられましたら、ぜひお知らせいただければ幸いです。

私からは以上です。

○永田座長　　いかがでしょうか。何かご質問ございますでしょうか。中村先生、何かご発言ありますか。

○中村委員　　酒井課長補佐がご説明になられたとおりでございます。東北地区にあると

ということもあって、私が昨年、その検討会というか勉強会の座長をずっとしておりまして、いろいろな議論はあったのですが、先進的なリサイクルをベースに産業振興を行うというのが基本的な考え方になっております。そこで、例なのですが、4件ほど吹き出しに書かれているようなことをメインで考えましょうということをベースに、8月10日に一応総会という形で立ち上げの会を行って、先ほどいわれたとおり、主に福島県内のリサイクル業者さん、また関心をおもちの企業さんですが、他県からもご参加いただいております。

決して福島ではないといけないとか、東北地区でないといけないとか、そういう狭い形ではなく、ただ、事業はできればどんどん福島でやってほしいというのが基本的な考え方で、これはリサイクル課さんベースで検討しているのですが、基本的な考え方としては、リサイクル課さんはお手伝いというか、福島県に主体的に動いていただくと。そういうスタンスのもので、地元根づいていかないと、なかなか現場で産業振興にはならないのではないかとということで、そういうスタンスで今検討をしているというか、まだ1回目の総会が終わったばかりなのですが、ワーキンググループが今立ち上がっている最中でございます。

以上でございます。

○永田座長　　よろしいでしょうか。

それでは、最後に「資源効率を巡る最近の動向について」、事務局より説明してもらいます。

○梅田リサイクル推進課補佐　　リサイクル推進課の梅田でございます。私のほうからは、資源効率を巡る最近の動向につきまして、資料7に基づきまして説明をさせていただきます。

資源効率でございますけれども、現在、世界の資源需要といいますか資源価格、足元では落ちついておりますけれども、中長期的にみますと、新興国の経済成長に伴って、今後逼迫していくということが予想されている状況でございます。こうした中で、EUやG7におきまして、リソースエフィシェンシーあるいはサーキュラーエコノミーをキーワードに、資源利用の効率性の向上、そういったことに係るさまざまな議論が展開をされております。

まず、EUにおける動きでございますけれども、資料にありますように、発端としては2010年の「EUPE2020」、これはEUの経済成長・雇用に関するリスボン戦略の後継戦略でございますけれども、こちらにおきまして、資源効率を持続可能な成長を実現するため



のフラッグシップイニシアチブの1つとして位置づけたということがございます。

この流れをくみまして、2014年7月にはサーキュラーエコノミーへの移行を促進するための循環経済パッケージということを示唆しております。こちらにおきましては、家庭系廃棄物のリユース、リサイクル率を2030年までに最低70%とするということや、リサイクル可能なプラスチック、鉄等の埋め立てを2025年までに禁止することなどが挙げられております。

その循環経済パッケージにおいて、同時に廃棄物枠組み指令を含む6つの廃棄物指令の改正案を示唆しているところがございますけれども、2014年10月の環境相理事会において、話自体は歓迎されたのですが、提案が野心的過ぎるということで、現実的かつ達成可能な目標を求めるということで却下をされております。そのため、指令改正案が一旦撤回されておりますけれども、欧州事務局におきましては、これをさらに野心的な目標とするために撤回をするということで撤回をしております、さらに野心的というのが何を意味するかということでございますけれども、静脈のほうだけではなく動脈のほうについてさらにループを伸ばすと。これまでのパッケージでは、ループが半分しか閉じていないということで、動脈と静脈両方を閉じるループを完成するという、さらに野心的な新提案ということをお願いしております。

その新提案の内容というものは、まだ現状明らかになっておりません。8月にはパブリックコンサルテーションなどが行われておりますけれども、こちら具体的な内容が明らかになったわけではないのですが、先日、欧州の成長総局のコジグ局長と私が議論したところでは、3つのエレメントということで、ポリティカルコミュニケーションと廃棄物指令の新たな改正案ということ、あとエコデザイン要求の3つのエレメントで構成される予定というふうに向っております、こちらの新提案が、早ければ12月の上旬には発表されるであろうというふうに向っております。

また、2. のG7のほうでございますけれども、こちらはドイツの提案によりまして、資源効率がG7のアジェンダとして提案されました。こちら、本年6月にG7のエルマウ・サミットが開催されておりますけれども、そちらの首脳宣言におきましては、資源効率アライアンスの設立ですとか、UNEP及びOECDに対するタスクアウト、そういったものが含まれております。エルマウ・サミットの宣言及び附属書につきましては、後ろの参考につけておりますので、こちらは適宜ごらんいただければと思っておりますけれども、こちら、同時に宣言附属書の中には議長国による最低1回のワークショップの開催のほか、次

回サミットまでの各国の取り組みフォローアップが盛り込まれております。次回、来年度は日本の議長国ということで、伊勢志摩サミットプロセスということになりますけれども、こちらに向けてのフォローアップをどのようにやっていくか。そちらにつきましては、環境省とも協力をしながらフォローアップをやっていきたいというふうに考えております。

このG7に関しましては、本年の9月30日から10月2日にかけてドイツ・ベルリンにて資源効率アライアンスのキックオフワークショップが開催をされております。この場でも、特に何か新たなことが決まったということではありませんけれども、ベストプラクティスの共有ですとか産業界の参加、あるいはG20等新興国の取り組みの重要性などが指摘されております。

同時に、我々日本に対しても、来年度議長国ということで、日本に対する期待というのが表明されておまして、こちらはしっかりと対応していきたいと思っております。

資料には載っていませんけれども、今後の対応でございますけれども、資源効率の議論というものは、別に単にマテリアルということにとどまらず、化石燃料等のエネルギー、水あるいはバイオマスなど、あらゆる資源を含む話でございますし、またあらゆる製品を対象として、かつ製造から流通、消費、リサイクル、リユース、廃棄までの一連のプロセスにかかわる広範な概念を含んでおります。

ある意味、産業競争力にも直結するような議論になるということで、我々も非常に危機感といいますか問題意識をもって注視しているところでございますけれども、そのようなことで、まず1つは、欧州における議論がより規制的な手法、域外適用効果をもつような手法の導入につながらないように注視をしていく必要があると思っております、この件に関しては、我々経済産業審議官とEUの成長総局長をトップとする日EUの経済政策対話、この枠組みのもとで規制協力という対話を行うことにしておまして、この規制協力の対話のアジェンダの1つにこの資源効率が載っております。

こちらにつきましては、先日、私、先ほど申し上げましたキックオフワークショップのときにEUのコジグ局長とも話をしてきましたけれども、今後協力をしていくということで合意をしております。実際にどういう規制協力が可能なのか、そういったことにつきましては、皆様のご意見、産業界のご意見も踏まえて、今後議論をしていきたいと思っております。その節にはいろいろご相談もさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、先日のワークショップの際には、EUの成長総局だけではな

くて環境総局からも出席していましたが、環境総局の人間に「何が最もポイントと考えているか」という質問に対して、彼らは一言「コンペティティブネス」というふうについておりましたように、環境総局の人間ですら競争力ということを前面に押し立てているということでございますので、我々としても、これが我々に対して不利にならないように、我が国産業のビジネスチャンスにつなげていけるような対応が必要だというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○永田座長　　どうもありがとうございました。

この件に関しましては、ご関心のある向きがおありになると聞いております。何かコメントがございましたらお伺いしておきたいと思えます。できるだけ時間の許す限り、各先生からのお話を聞かせていただければというふうに思っていますが、ご発言のある方は名札を立てていただけますでしょうか。

では、中村先生からまずいきましょうか。

○中村委員　　この件に関しましては、随分前から興味をもっているというか、日本の産業そのものにかかなり大きな影響を及ぼす可能性があるという意識をもっております。実は私自身も昨年、EUの環境総局に行ってResource Efficiencyの専門家にお会いしてきました。「何が問題か」と尋ねると、コンセプトがちょっと大き過ぎるので評価が大変であると。UNEPでの議論において、彼らが言う資源効率における資源というのは、単にエネルギー資源や鉱物資源などではなく、例えば、土地、水のように、本当にあらゆるものを含んでおります。それを一律的に評価するというのは非常に大変で、彼らは、評価軸を考えることに相当時間を費やした模様です。でも、結果的にはいい指標がなかなか見出せなかったというのが結論のようでした。

それから、先ほどご説明があったとおり、今度新たに、REだけではなくて、もっと産業寄りに押し進めるイメージのあるCEというコンセプトで循環経済パッケージが出てくるのではないかなということでございますので、十分注意が必要。良いことではあるのですが、産業政策に直接結びつくところがありますので、しっかりとみておいて対応をとらないといけないのかなと、そういう感想をもっております。

非常に簡単が、感想として述べさせていただきました。

○永田座長　　どうもありがとうございました。

村上先生。

○村上委員 全体感としては中村先生もおっしゃっていたとおりで、全ての資源が入ってくるというのがややこしくて、結局、指標づくりは難しい。

この手の話で、学分野側で対応しているのが、産業エコロジーとかいうジャンルの人間がかなり資源パネルに入っていると、そこから多分E.U.も間接的には絡んでいるとかという形で、指標だとか現状の分析だとかというところに入っているのだと理解をしていて、私も顔を出して大分長いのですけれども、そこも資源生産性よりいいマクロな指標が出てくる感じは、今のところ余りない。ただ、個々の部分についての指標は、当然いろいろシステム工学的な知見を入れるとかいうことであり得はするので、そうすると、12月に出てくる新しい循環経済パッケージの中身で、何か変なのが出てくると嫌だなというのは個人的に思っているところであったりします。

その辺に関連して1つだけコメントさせていただくと、私が参加させていただいていた自動車リサイクルのときは、ワーキングにおいて申し上げていたのですが、継続的に情報を集めておいて、どこで何が起きているのか、できるだけ透明度を上げておいていただきたい。海外でこんな指標を作ると急に言われたときに、日本としてとっさに返せるようになっていけばいいですけど、そこから調べ始めて半年かかったら、実際ちゃんとしたことをやってもばかを見そうな気がする。その辺の情報収集というのは継続的にぜひお願いしたいと思いますし、せっかく制度があるのであれば、制度の中でうまく集められるものは集めていただきたいというのが常日頃からの思いですので、そこだけコメントしてください。

○永田座長 ありがとうございます。

どうぞ、織委員。

○織委員 廃棄物の終了定義についてずっと調査を行っておりまして、この中にもありますけれども、2008年に廃棄物の枠組み指令が、それまでのリスト化により廃棄物を定義していくというやり方から、「一般的な廃棄物の定義+廃棄物終了認定」という考え方を導入すると合わせて、副産物という形で一回も廃棄物の世界に入らず、そのまま資源・製品の世界に入るものと、一旦廃棄物に入ってから、一定の基準をクリアしてから資源の世界に入るものという、非常に基準をクリアにするというアプローチをとっています。

その廃棄物終了の基準づくりの考え方は、基本的には環境に負荷を与えないことは当然ですが、それとリサイクル市場が確実にあること。そして、リサイクルをする技術があるということで、それらの基準について業界ごと、例えばプラスチックでしたらプラスチッ

ク、スラグでしたらスラグ業界ごとに基準を決めていって、この段階だったら廃棄物とはせずに、製品というか資源として認めていくと。そういう形で廃棄物の枠から出すというガイドラインをそれぞれつくっていくという動きがある中、このREの話で、成長総局と環境総局が一緒になって話をしている、循環経済パッケージに向かってやっているというようなことを去年のヒアリングの段階で伺っております。

私どもがそのヒアリングで非常に印象的だったのは、経済総局と環境総局が一緒になって、資源という世界の中で廃棄物の中にも取り組んでいこうという、そういう動きがみられるというのは非常におもしろいと思いました。

以上です。

○永田座長　　どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。そろそろ終了の時間が近づいてまいりましたが、事務局から何かコメントございますでしょうか。――よろしいですか。

それでは、全体にわたって何かこれだけは言っておきたいという話がありましたら、委員の皆様、何かご発言いただければと思いますが。

それでは、事務局にお返しいたします。

○深瀬リサイクル推進課長　　永田委員長、そして委員の皆様、どうも大変ありがとうございました。

本日は小型家電ワーキンググループの設置につきまして議決をいただきましたので、今後小型家電リサイクルのさらなる推進に向けまして、より一層議論を深めていただければと考えております。

また、議事の最後にございました資源効率の議論、これは非常に我々も大変強く関心をもっておりますので、また改めまして本小委員会においてご議論いただく機会を設けさせていたいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、長きにわたりまして廃棄物リサイクル小委員会の委員長として大変ご尽力、ご貢献いただきました永田先生におかれましては、今回をもって委員長職をご退任されるということでございます。大変ありがとうございました。ぜひ先生からの一言、もしありましたらということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○永田座長　　どうも長い間ありがとうございました。先ほどから考えていたのですが、実は資源有効利用促進法の前の段階の法律、再生資源利用促進法、この制定が1991年で、

そのときから、経産省で大分いろいろなことを議論するようになりました。それから起算しますと四半世紀ということで、随分たったなという気がしております。

この間、それこそサーキュラーエコノミーではないですが、「循環経済」などという言葉も普通の方でもしゃべっておられるのが日本ではないか、そういう意味では随分意識の改革も進んだなと思っています。ただ、循環型社会の構築という視点でみると、まだまだ入り口の状況、あるいは途中の過程というところだろうと思っています。

我々が大切だと思っているのは、社会経済システムが変わっていかないとだめなのですよという話ですね。1つは社会経済システム、それから、きょうもいろいろ議論していただいているような制度とかルールのシステムですね、これも社会経済システムが変わると同時に変わっていく、あるいはこっちが引っ張って社会経済システムも変わっていくという状況ができるのでしょうか。もう一つ、私らの専門でありますところの技術ですね、技術システムも変わっていく。この三位一体の改善・改革というのが非常に大切だと思っていますし、それをつなぐための情報共有システム、これも大切です。

その前提として、一般の市民の方々の意識だとか考え方、これも変わっていくということになりますので、まだまだ息の長い話なので、そういう意味では皆さん方に期待をさせていただきます。特に私、時々いろいろな場面で使わせてもらいました「共創」という言葉、リサイクルにいろいろな人たちが関与しながら取り組んでいくということに関しては、重要と思っています。

目標を同じくする、しかし役割が異なる主体的な関係者が新しい関係や価値観をつくって、その問題を解決していくのだというのが「共創」の理念ということになるかと思えます。いま一段、また循環型社会の取り組みが加速される必要があると考えています。そのときにぜひ皆さんのお力で、そうした視点を踏まえて対応していただけるとありがたいと思います。どうも長い間、本当にありがとうございました（拍手）。

○深瀬リサイクル推進課長 永田先生、本当にありがとうございました。まだ容器包装リサイクルで時々顔を合わせることになるかもしれませんが。

本日は、時間的には多少早くなりましたが、以上をもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。ご多忙のところ、まことにありがとうございました。

——了——